

税法用語の意味が分かる辞典の

No.139

引当金



税理士 木村聡子

経理の仕事をしている皆さんは、会計ソフトや決算書上でさまざまに引当金を目にしていくかもしれませぬ。実は会計上の引当金と、税法上認められる引当金は、一致していません。今回は、この「引当金」について、会計と税務の違いを中心にお話しします。

■引当金とは？

引当金とは、将来発生する可能性が高く、金額を合理的に見積もることができる費用や損失について、あらかじめ当期の費用として計上するものです。

たとえば、「来期に修繕が必要になりそう」「賞与を支給する予定がある」「退職金の負担が将来発生する」といった場合、その負担を見

越して計上するのが引当金です。

会計上は、期間損益を正しく計算するため、このような引当金の考え方が広く採用されています。

一方、法人税法では、原則として引当金を税金の計算で差し引くことを認めていません。ここが経理担当者にとって一番混乱しやすいポイントです。

というのも、税法の基本的な考え方では、「実際に支出したものの、または支出が確定したもののだけを費用にする」というものだからです。そのため、将来の支出を見積もつただけの引当金は、原則として税金上の費用にならないのです。

そこで、会計上よく見かける、修繕引当金・賞与引当金・退職給付引当金は、税法上は法人税の計算で差し引くことが認められません（損金不算入）。これらは会計上は費用になりますので、税金計算の際には、申告書上で加算する調整が必要になります。

■税法上認められている引当金

ただし、法人税法上も費用として例外的に認められているものが、

現在は2つだけあります。

1つ目は貸倒引当金です。売掛金などが回収不能になるリスクに備えるための引当金で、会社の規模などの一定の要件を満たした場合、限度額の範囲内で損金算入が認められています。

2つ目は返品調整引当金です。これは、出版業など特定の業種において、将来の返品に備えるための引当金ですが、令和12年3月31日までの間に開始する事業年度まで経過措置の対象となっており、その後は廃止されます。

■経理担当者が意識したいポイント

引当金は、「会計では費用、税務では損金にならない」という典型的な会計と税務の乖離項目です。経理担当者としては、「引当金」そのまま損金」と思い込まず、会計と税務は別物という基本を意識しておきましょう。

会計処理をする際には、この引当金は税務上どう扱われるのか、加算調整が必要か、未払費用として処理できないかという視点を持つことが重要です。